

令和5年度事業計画

1 暴力団情勢

(1) 勢力

(令和4年末現在)

	工藤会	道仁会	福博会	太州会	浪川会	その他	合計
構成員等	180	180	60	70	90	160	760
準構成員等	140	130	60	50	40	90	510
合計	320	310	130	120	140	240	1,260

※ 各組織の構成員数は、概数である。

(2) 動向

- 公共工事等の利権に絡む活動は見受けられない
- 特殊詐欺グループとの関与を強め資金を獲得
- 依然として違法薬物の密売を継続

2 事業の目的（定款第3条）

公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）は、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）による不当な行為を予防するための広報活動を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする。

3 理事会及び評議員会の開催

(1) 令和5年度第1回理事会

令和5年5月12日に招集し、令和4年度の事業結果報告及び収支決算報告等についての決議を諮る。

※ 第2回理事会は、日程調整中

(2) 令和5年度定時評議員会

令和5年5月26日に招集し、令和4年度収支決算報告等についての決議を諮る。

4 事業計画

(1) 公1事業

ア 広報活動（法第32条の3第2項第1号 定款第4条第1項第1号）

- 暴力団排除意識の啓発
 - ・ 会報「県民の絆」の制作、配布
 - ・ 暴排冊子の購入・配布
 - ・ 広報グッズの購入・配布
 - ・ 自治体、企業等への講師派遣
- 暴力追放福岡県民大会の開催
福岡市との共同開催（令和5年11月9日開催予定）
- センター事業の広報
ホームページの更新・管理

イ 少年指導（法第32条の3第2項第10号 定款第4条第1項第10号）

- 福岡県少年警察ボランティア協会と連携した少年指導委員に対する研修

ウ 調査研究活動（定款第4条第1項第12号）

- 民事介入暴力研究会
- 全国・他都道府県センターとの研究会等
- 公刊資料の購入・活用

エ 監視活動（定款第4条第1項第11号）

- 暴力監視員の委嘱と活動促進
- 暴力監視員研修会の開催（年度内に1回）

(2) 公2事業

ア 相談活動（法第32条の3第2項第3号 定款第4条第1項第3号）

- 暴力団被害集中相談日の開設（年1回）
県内3会場（福岡市・北九州市・久留米市）で開設予定
- 民事介入暴力特別相談日の開設
毎月第1・第3水曜日にセンター内で開設
- 属性照会対応は随時

イ 少年対策（法第32条の3第2項第4号 定款第4条第1項第4号）

- 県警少年課とタイアップした啓蒙パンフレット等の作成
- 高校生を対象とした暴追ポスターコンクールの開催

ウ 離脱・就労支援活動（法第32条の3第2項第5号 定款第4条第1項第2号）

- 暴力団離脱希望者への資金援助
- 離脱者を雇用した協賛企業への給付金制度及び身元保証制度の適用
- 離脱・雇用対策連絡会の開催
- 離脱・雇用援助事業の広報活動
- 離脱・雇用を支援している団体等との連携

(3) 公3事業

ア 暴排組織援助活動（法第32条の3第2項第2号 定款第4条第1項第2号）

- 自治体・民間暴排組織の援助
- 自治体等が開催する暴追大会への援助

イ 不当要求防止責任者講習（法第32条の3第2項第7号 定款第4条第1項第7号）

- オンライン受講困難者への対応
 - ・ 講習のオンライン開催を定着するとともに、インターネット環境のない受講者等には会場を開放
- 講習内容の充実

ウ 不当要求情報管理機関援助活動（法第32条の3第2項第8号 定款第4条第1項第8号）

- 不当要求情報管理機関との情報交換
 - ・ （公財）モーターボート競走保安協会
 - ・ 日本証券業協会九州地区協会
 - ・ （公財）日本競馬保安協会関西本部

エ 被害者救援活動（法第32条の3第2項第9号 定款第4条第1項第9号）

- 暴力団犯罪被害者への見舞金の支給
- 損害賠償請求訴訟等援助

オ 差止請求関係業務（法第32条の3第2項第6号 定款第4条第1項第6号）

- 暴力団事務所使用差止請求訴訟
 - ・ 代理訴訟による県民への圧力阻止と人格権の保護
 - ・ 使用差止請求訴訟の効果として暴力団事務所の撤去を目指す

(4) その他

ア 賛助会員の加入勧奨活動

イ 暴力団離脱者の銀行口座開設支援